

## 広告付庁舎案内板設置事業 事業提案募集要項

市庁舎への広告付庁舎案内板を作成し設置する事業者等を以下のとおり募集します。

設置を希望される方は、以下の要領に従い、事業提案書を提出してください。頂いた事業提案書を比較検討し、設置者を決定することとなりますので、よろしくお願いいたします。

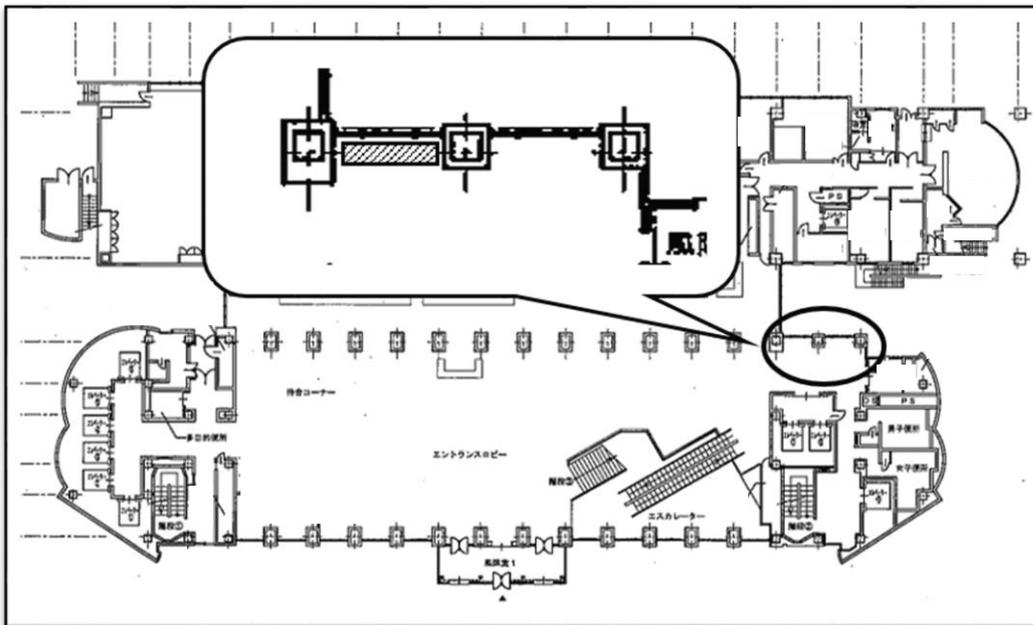
### 1 設置場所

施設名	設置場所	最低設置価格
久留米市庁舎 (城南町 15-3)	1階 東口 (1ヶ所) * 別図参照	年額 1,200,000 円

\* 最低設置価格には行政財産目的外使用料を含みます。

\* 最低設置価格には消費税及び地方消費税の額を含みます。

(別図)



### 2 設置期間

設置期間（使用許可の期間）は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者（広告設置者）の使用状況を勘案して支障がないと市が判断する場合は、提案内容を変更しないことを前提として、市は、令和9年3月31日までを限度に引き続き使用許可することができることとします。

### 3 応募資格

広告主の募集から、案内板の設置・メンテナンス等、一連の作業ができる広告代理店又は事業者等が応募できます。ただし、次の者は応募できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、又は、同条第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ② 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者
- （ア）当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
  - （イ）法人の役員等（「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。以下同じ。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
  - （ウ）次のいずれかに該当する者
    - （a）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - （b）自己、自社又は第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
    - （c）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
    - （d）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - （e）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - （エ）前記（ア）から（ウ）の者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

#### 4 設置条件等

- ① 床の占有面積は幅2.5m×奥行0.9m (2.25㎡)とし、その範囲内で案内板を設置することとし、設置に当たっては、転倒防止のための必要な措置を行うこと。
- ② 設置に係る納入額（行政財産目的外使用料及び広告料）は提案により示された額とし、仮に広告掲載が提案時の計画より減少したとしても、設置期間中、納入額の減額は行わないこと。
- ③ 案内板の高さは2.0m～2.2m程度とし、表示面のうち、高さ80cm×幅50cm以上の広さを用いて市庁舎の案内表示を行い、広告は、それ以外の部分を用いて行うこと。
- ④ 市庁舎の案内表示は、少なくとも階別の部課等の配置及び1階のレイアウトを表示することとし、来庁者の利便性を考慮して表示形式等を提案すること。なお、文字を拡大するため時間差で表示箇所を変えたり、タッチパネル等による検索機能に対応したりするために一時的に表示を消去したりするなど、来庁者の利便性を向上する視点での表示変更は可能とする。
- ⑤ 市が組織配置を変更した場合等には、市の指示に応じて、直ちに案内表示の内容を変更すること。
- ⑥ 広告の掲載については、地図の活用やデジタルサイネージなど、いずれの方法でも可とし、寄せられた提案の中から提示価格を含め総合的に評価し、設置業者及び広告手法を決定する。
- ⑦ 広告内容は久留米市広告事業実施要綱及び久留米市広告掲載基準に沿って掲載することとし、それが広告である旨をわかりやすく表示すること。また、広告主及び広告内容については、市との事前協議の上決定すること。
- ⑧ 設置について、電源や通信回線が必要な場合は、設置者の責任において配線工事等を行うこと。この配線工事等は、閉庁時間帯に行うこととし、内容については事前に市と協議し、その承諾を得ること。また、この工事に伴い設置した配線等は、原則として市に帰属させることとし、その配線により生じた電気料相当額は設置者の負担とすること。（市が指定する分電盤のブレーカーを使用すること。）なお、通信回線を敷設する場合は、市の通信回線と別回線にすること。

## 5 提案書の提出

### (1) 提出書類

広告付庁舎案内板設置事業提案書（兼）使用価格申出書（様式1）に、事業提案書（任意様式）を添付し、原本1部及び副本8部（コピー可）の計9部を提出期間内に持参又は郵送にて提出してください。

なお、用紙サイズについては、図面等を除いてA4サイズに統一することとし、図面等でA4サイズを超過するものは、A4サイズに折り込んでください。

（事業提案書への記載事項）

- ・ 広告付案内板の規格・立面図等
- ・ 庁舎案内の方式、レイアウト案
- ・ 電気通信回線の必要性、配線方法、機器メンテナンス方法
- ・ 広告募集方法、選定基準（広告要項や広告掲載基準への準拠など）、広告主の見込み
- ・ 広告内容決定に際しての市との協議方法
- ・ その他、デザイン案、アピールポイント等の個別に提案する事項

### (2) 提出期間

受付期間	令和5年12月22日（金）から令和6年1月22日（月）まで ※ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。 ※郵送による場合は令和6年1月22日午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。
提出先	〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市総務部財産管理課（久留米市庁舎10階） TEL:0942-30-9059 FAX:0942-30-9712

## 6 選考方法

### (1) 概要

事業提案書の内容と提示された申込価格と総合的に比較評価し、採用者を決定します。なお、提出された書類について、この募集要項で示した設置条件等を満たさないことが明らかな場合は失格扱いとします。

内容審査は原則書類審査としますが、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。

### (2) 事業評価項目

事業提案について、以下の評価項目に基づく評価分類ごとに評価したうえで採点し、その合計を事業評価点（50点満点）とします。

No.	評価項目	配点
1	・ 庁舎案内は来訪する市民にとって分かりやすいか。	10
2	・ 電気通信回線は庁舎維持上支障がなく、機器メンテナンス方法は適切か。	10
3	・ 広告募集方法は現実的であり、掲載者（広告主）が安定的に確保できる見込があるか。	10
4	・ 掲載広告について、市が示す基準に合致したものとするための協議・調整等が適切に確保できるか。	10
5	・ 設置により市のイメージ向上やサービス向上、シティセールスの視点などからどのようなメリットがあるか。	10
合 計		50

### (3) 価格評価

- ・希望価格について、次の算式により価格評価点（50点満点）を算出します。
- ・希望価格が最低売却価格を下回ると失格となります。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{希望価格}}{\text{最も高い希望価格}} \times 50 \text{ 点}$$

### (4) 総合評価

事業評価点（50点満点）と価格評価点（50点満点）の合計を総合評価点（100点満点）とし、その最高点を得た者を購入予定者とします。なお、総合評価点と同点の場合は価格評価点が高い方を上位とします。

### (5) 設置者の決定

結果については、1月下旬を目途に書面により応募者に通知します。

その後、設置に向けた協議を行いますが、協議が整わない場合は該当者による設置を見送り、次点となった者等と改めて協議をすることがあります。

## 7 特記事項

### (1) 提出書類の取扱い

一旦、市が受領した提出書類については、返却いたしません。また、軽微な修正を除き、変更は認めません。

提出書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合には失格となります。

### (2) 著作権、公表等に関する取扱い

本件に関して応募者が作成し提出した書類についての著作権は、応募者に帰属します。

なお、選定終了後、事業提案の概要について公表することがあります。また、久留米市情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合は、提出書類を開示できるものとします。

### (3) 料金の支払い

契約後、設置年度ごとに、年額を一括でお支払いいただくこととしています。なお、納入された料金は、原則として返還いたしません。

## 8 問合せ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市総務部財産管理課（久留米市庁舎10階） （担当：有村） TEL:0942-30-9059 FAX:0942-30-9712
---

(様式 1)

広告付庁舎案内板設置事業 事業提案書 (兼) 使用価格申出書

令和 年 月 日

久留米市長 あて

参加申込者 住 所

(商号等)

(ふりがな)

氏 名

印

(生年月日

)

(連絡先電話番号

)

(問合せ先担当者名

)

広告付庁舎案内板事業について、募集要項遵守のうえ申し込むこととし、別紙のとおり事業提案書を提出いたします。

なお、久留米市税の滞納がないことを誓約するとともに、市が市税の納付状況について調査を行うことについて同意いたします。また、各種法令及び久留米市の広告関連規定を遵守し、実施に当たっては久留米市の指示に従います。

使用価格 (年額)

千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(注意事項)

- ・使用価格はアラビア数字を使い、その頭部分に「¥」を記入してください。金額を訂正しているものは無効となります。
- ・法人の場合は、住所・法人名・代表者名を記載し、その代表者印を押印してください。
- ・「広告付庁舎案内板設置事業提案募集要項」に基づく事業提案書を添付してください。
- ・使用価格は消費税及び地方消費税の額を含みます。